

○旭川市公共基準点等の管理に関する要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、測量法（昭和24年法律第188号）の規定に基づき本市が管理する旭川市公共基準点、街区基準点及び補助基準点（以下「公共基準点等」という。）の一般的取扱い及び管理保全に関して必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 旭川市公共基準点とは、旭川市公共測量作業規程第21条第3項に規定する1級基準点、2級基準点及び3級基準点であって、永久標識であるものをいう。

2 街区基準点とは、国が都市再生街区基本調査において設置した街区三角点及び街区多角点であって、永久標識であるものをいう。

3 補助基準点とは、国が補助基準点測量において設置した基準点であって、永久標識であるものをいう。

（復旧）

第3条 工事等により公共基準点等を一時撤去する必要が生じたとき又は故意若しくは過失により公共基準点等を滅失し、若しくは毀損したときは、その原因者が旭川市公共測量作業規程に基づき測量を実施し、公共基準点等を復旧しなければならない。

2 前項に規定する復旧に要する費用は原因者が負担する。

3 第1項の規定による復旧の対象が街区基準点であり、かつ作業区分が旭川市公共測量作業規程第100条に規定する再設又は移転に該当する場合は、市長が当該街区基準点の廃点手続を行った後、同等精度の旭川市公共基準点として復旧するものとする。

（申請等）

第4条 工事等により公共基準点等を一時撤去又は復旧しようとする者は、当該基準点を一時撤去する前に「公共基準点等復旧承認申請書」（様式第1号）により市長に申請し、その承認を受けなければならない。

2 故意若しくは過失により公共基準点等を滅失し、若しくは毀損し、公共基準点等を復旧しようとする者は、当該基準点等を復旧する前に「公共基準点等復旧承認申請書」（様式第1号）により市長に申請し、その承認を受けなければならない。

3 前二項の申請書には、必要に応じて次に掲げる図書を添付しなければならない。

（1）位置図

（2）工事等に関する平面図、断面図（公共基準点等の位置関係を明示したもの。）

（3）公共基準点等の復旧に関する図面

（4）その他必要な書類

4 市長は、第1項及び第2項の申請に基づき公共基準点等を一時撤去又は復旧することに支障がないと認められるときは、「公共基準点等復旧承認書」（様式第2号）を申請者に交付するものとする。

- 5 承認を受けた公共基準点等の一時撤去又は復旧の作業を完了したときには、速やかに「公共基準点等復旧作業完了報告書」（様式第3号）を市長に提出しなければならない。
- 6 前項の報告書には、必要に応じて公共基準点等の復旧に関する測量成果を添付しなければならない。
- 7 測量成果の異常値又は標識の亡失、毀損等を発見した者は、「公共基準点等異常報告書」（様式第4号）を市長に提出しなければならない。
- 8 公共基準点等の成果を閲覧し、又は貸し出しを受けようとする者は、「公共基準点等成果閲覧簿（貸出簿）」（様式第5号）に必要な事項を記載しなければならない。

（その他）

第5条 要綱の施行に関し必要な事項は土木部長が定めるものとする。

附 則

この要綱は、昭和 63 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 19 年 4 月 2 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

(様式第 1 号)

公共基準点等復旧承認申請書

年 月 日

(宛先) 旭 川 市 長

住 所
申請者 氏名又は名称
代 表 者 名

旭川市公共基準点等の管理に関する要綱第 4 条（第 1 項・第 2 項）の規定により、次のとおり申請します。

作 業 の 区 分		移 転 ・ 一時撤去 ・ 再 設		
工 事 名				
工 事 場 所		旭川市		
工 事 期 間		年 月 日 ～ 年 月 日		
発 注 者 の 名 称			監督員	
工事請負者	名 称			
	担 当 者	氏 名 電 話		
移設・一時撤去する (一時撤去・亡失・毀損した) 公共基準点等の番号				
移設・一時撤去・再設する 理 由				
復 旧 作 業 期 間		年 月 日 ～ 年 月 日		
測量作業機関	名 称			
	担 当 者	氏 名 電 話	資 格	測 量 士 測量士補
添 付 書 類		位置図、平面図、断面図、公共基準点等の復旧図 そ の 他 ()		
備 考				

(様式第 2 号)

公共基準点等復旧承認書

旭 土 管 第 号
年 月 日

様

旭川市長

年 月 日に申請のありました公共基準点等の復旧について、次のとおり承認します。

作 業 の 区 分	
工 事 名	
工 事 場 所	旭川市
復 旧 作 業 期 間	年 月 日 ～ 年 月 日
移設・一時撤去する (一時撤去・亡失・毀損した) 公共基準点等の番号	
承認条件 1 測量は旭川市公共測量作業規程に基づいて実施してください。 2 測量標は旭川市土木部土木管理課（以下、担当課という。）が定める構造としてください。 3 新しい測量標の標識番号は、担当課より指示します。 4 撤去した測量標は申請者が適切な方法で処分してください。 5 作業完了後は、速やかに「公共基準点等復旧作業完了報告書」を担当課へ提出してください。 6 作業の中止等、協議内容に変更が生じた場合は、速やかに担当課へ連絡してください。 7 疑義が生じた場合は、担当課と協議してください。	
担当連絡先	旭川市土木部土木管理課地籍調査係 担当 旭川市 7 条通 1 0 丁目 旭川市第二庁舎 TEL 0166-26-3303

(様式第 3 号)

公共基準点等復旧作業完了報告書

年 月 日

(宛先) 旭 川 市 長

住 所
報告者 氏名又は名称
代 表 者 名

年 月 日付け旭土管第 号で承認を受けた公共基準点等の
復旧について、作業が完了したので、次のとおり報告します。

作業の区分				
工 事 名				
工 事 場 所		旭川市		
作業完了日		年 月 日		
工事請負者	名 称			
	担 当 者	氏 名 電 話		
測量作業機関	名 称			
	担 当 者	氏 名 電 話	資 格	測 量 士 測量士補
移設・一時撤去・ 亡失・毀損した 公共基準点等の番号				
添付書類		1 公共基準点等撤去後の現地写真（遠景・近景） 各 1 枚 2 測量成果一式 CD-R・DVD-R 1 枚		
備 考				

(様式第 4 号)

公共基準点等異状報告書

年 月 日

(宛先) 旭 川 市 長

住 所

氏名又は名称

代 表 者 名

電 話 番 号

旭川市が管理する公共基準点等における測量成果の異常値、標識の亡失・毀損等を発見したので、旭川市公共基準点等の管理に関する要綱第 4 条第 7 項の規定により、次のとおり報告します。

公共基準点等の番号		
所 在	旭川市	旭川市
異状の内容	☐ 測量成果の異常値 ☐ 標識の亡失 ☐ 標識の毀損 ☐ その他 ()	☐ 測量成果の異常値 ☐ 標識の亡失 ☐ 標識の毀損 ☐ その他 ()
異状の状況		
異状の原因		
調査年月日	年 月 日	年 月 日
確 認 者		
※市確認欄	調査年月日	年 月 日
	確 認 者	
	備 考	

※欄は記入しないこと

公共基準点等成果閲覧簿(貸出簿)

[illegible]